

一般貸切旅客自動車運送事業更新許可申請にかかる 法令試験問題

令和8年1月29日（木）

注意事項

1. 試験時間は10時00分～10時50分です。
2. 解答は問題用紙の解答欄に記入して下さい。
3. 開始時間までは、問題は開かないで下さい。
4. 運転免許証等は、机の上に出しておいて下さい。
5. 筆記用具、自動車六法以外のものは机の上に置かないで下さい。
6. 質問等のある方は、静かに手をあげて下さい。
7. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場していくこととなります。なお、試験は不合格となります。
8. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源は切って下さい。
9. 試験会場は禁煙です。
10. 試験会場からの退場時は、解答用紙を裏返して他の受験者に迷惑とならないように静かに退場して下さい。

内閣府沖縄総合事務局

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

試験実施日 : 令和8年1月29日

受験者名 : (事業者名) _____

(氏名) _____

問1 次の問題に答えて下さい。

1. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して()間保存しなければならない。

(運輸規則第3条)

答. 1年 _____

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、()年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(道路運送法第8条)

答. 5年 _____

3. 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを国土交通大臣が定める区域ごとに、かつ、旅客自動車運送事業の種別ごとに、()として指定することができる。

(道路運送法第43条の2)

答. 旅客自動車運送適正化事業実施機関 _____

問2 次の文章のうち正しいものには○、誤っているものには×を()内に記入して下さい。

(○) 1. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経験その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

(道路運送法第25条)

(○) 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送法第22条の2)

(×) 3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送法第23条)

(○) 4. 自動車運送事業の用に供する自動車は三ヶ月ごとに定期点検整備をしなければならない。

(道路運送車両法第48条)

- (○) 5. 旅客自動車運送事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足の他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

(運輸規則第21条)

- (×) 6. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対しては、たとえその申し出た者がどのような者であったとしても、遅滞なく、弁明しなければならない。

(運輸規則第3条)

- (×) 7. 事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

(運輸規則第24条)

- (○) 8. 旅客自動車運送事業者は、その住所が変更になった場合、その所有する事業用自動車について、道路運送車両法の規定に基づき、変更登録の申請をしなければならない。

(道路運送車両法第12条)

- (○) 9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

(運輸規則第47条)

- (○) 10. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。

(道路運送法第23条の5)

- (○) 11. 事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに当該運送の終了の日から3年間保存しなければならない。

(運輸規則第7条の2)

- (×) 12. 一般旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。

(道路運送法第36条)

- (○) 13. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消化器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

(運輸規則第38条)

- (○) 14. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。

(道路運送法第3条)

- (×) 15. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。

(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

問3 次の法令等の（ ）にあてはまる語句を下の枠内から選び記号を記入して下さい。

1. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が（ ケ ）で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる（ ス ）並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を（ キ ）において（ ア ）保存しなければならない。 (運輸規則第38条)

ア. 三年間	イ. 一年間	ウ. 経路	エ. 教育	オ. 旅客の利便
カ. 報告	キ. 営業所	ク. 精神	ケ. 告示	コ. 電子媒体
サ. 車庫	シ. 基準	ス. 運転技術	セ. 通達	ソ. 指導監督

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二に規定する事故の記録、旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第一項の規定による（ ア ）の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、（ セ ）第一項の規定による（ イ ）の求め又は同条第四項の規定による（ ク ）を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。 (運輸規則第69条)

ア. 指導監督	イ. 報告	ウ. 道路運送車両法第六十三条	エ. 教育
オ. 乗務	カ. 旅客自動車運送事業報告規則第二条	キ. 通達	
ク. 立入検査	ケ. 告示	コ. 適性診断	サ. 変更
ス. 旅客自動車運送事業運輸規則	セ. 道路運送法第九十四条	ソ. 巡回	シ. 聴聞

3. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した（ オ ）時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、（ ク ）の作動その他の（ カ ）に点検すべき事項について、（ ケ ）により自動車を点検しなければならない。 (道路運送車両法第47条の2)

ア. 厳格	イ. 乗降装置	ウ. 特定日	エ. 定期的上	オ. 適切な
カ. 日常的	キ. 事故	ク. 制動装置	ケ. 目視等	コ. 点検等
シ. 異音	ス. 迅速	セ. 整備管理者	ソ. 保安基準	サ. 状態